
監査委員公表

那 監 公 表 第 8 号

平成 26 年 3 月 31 日

那覇市監査委員

新 城 和 範

同

宮 里 善 博

同

翁 長 俊 英

同

亀 島 賢 二 郎

平成 25 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）

平成 25 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 25 年度定期監査（工事監査）の結果に伴う措置状況について

1. 那覇市民共同墓及び納骨堂建設工事（建築）

3-5. 特記仕様書に関する事項について

(1) 総則項目

③記載事項の中で、不要及び不適合な箇所が見受けられた。記載事項の内容は、よく精査のうえ訂正、削除等、適切に判断されたい。

(3) 工種別項目

②当初の設計段階において、土質柱状図の結果より建築物本体の掘削部において中硬岩・硬岩等の地盤の出現が予測されており、掘削土の岩質変更を考慮していたとのことであった。しかしながら、特記仕様書において、その事柄に対する施工条件の明示がなかった。

特記仕様書は、工事施工に伴って施工条件の変更が予測される場合には、それに対する措置方法等を明示するものであるから、本事例の様な場合には当然に施工条件の明示が必要である。今後は施工条件の明示に留意されたい。

上記事項に関する措置

(1) 総則項目

総則事項に関しましては、県との共通の特記事項もあることから記載していましたが、県へ確認した結果、該当しない不要なものでありましたので、今後は削除を行います。

(3) 工種別項目

工種別項目の施工条件の明示につきましては、今後の設計段階で予測される措置方法を適切に判断し、条件の明示を行います。

2. 平成 25 年度歴史散歩道整備工事(壺屋地内その 2)

3-7. 監理監督に関する事項について

(1) 監督業務

監督要領に定められた工事監督日誌の整備状況を確認したところ、「工事打合せ簿」にて監督業務を行っており、日誌は使用していないということであった。しかしながら規定で定められたことは、やるべきであり、工事監督日誌の整備が必要である。

上記事項に関する措置

「那覇市請負工事監督規程」第11条に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。

3. 豊見城配水池系統配水管布設替工事

3-5. 特記仕様書に関する事項について

①随意契約時の予定価格の算定についての記述が無かった。Ⅰの建築工事及びⅡの道路工事共に、予定価格の算定には請負比率を関連工事の設計額に乗じるものと明記しており上下水道局においても同様に随意契約時の予定価格の算定方法の明記について検討されたい。

上記事項に関する措置

上下水道局においても、市長事務部局と同様に随意契約時の予定価格の算定について、平成 26 年 4 月 1 日以降に契約する工事の特記仕様書に明記いたします。